

第3回 定例会

白山グランドの 整備に向けて

平成十二年御嵩町議会第三回定例会は九月十四日に開会し、二十九日までの十六日間を会期として閉まりました。
提出された議案は、教育委員会委員の任命同意や平成十一年度各会計における決算認定、平成十二年度一般会計補正予算など計二十二件を審議し、いずれも原案どおり可決しました。



白山グランド（多目的広場）

補正予算

一般会計

平成十二年度一般会計補正予算は、第二号、第三号の二回の補正が行われ、歳入歳出それぞれの合計三億六千六百六十二万九千円が追加され、総額で六十三億五千四百七十一万九千円となりました。
歳入では長引く景気の低迷により町税で九千七百七十五万八千円の減額となりましたが、地方交付税で二億八千六百五十万五千円が増額となりま

した。
歳出では有線放送所跡地など、土地開発基金からの買い戻しに七千四百五十七万一千円やデイサービス派遣業務委託料に二百五十三万三千円、高齢者いきがい活動支援センターの土地購入費に四千三百一十一万四千円、鬼岩公園園地整備工事に二千百万円、多目的広場（白山グランド）の整備に伴う雨水排水整備工事に一千百万円、また、去年の九月の集中豪雨でおきた災害に伴い二千七百二十一万六千円などが計上されました。



鬼岩公園

老人保健特別会計

平成十二年度老人保健特別会計補正予算（第一号）は平成十一年度の決算により、繰越金九百九十四万三千円が減額となり、歳出の予備費で調整されました。

介護保険特別会計

平成十二年度介護保険特別会計補正予算（第一号）は、歳出の内部において調整され、県に支払う財政安定化基金拠出金八万七千円を追加し、介護給付費基金積立金八万七千円が減額となりました。

教育委員会委員に

井澤・山田両氏が就任

平成十二年九月三十日をもって任期満了となった井澤俊之氏・山田和子さんが就任されました。
井澤氏は、去年の九月に前任者の辞職に伴い、残任期間を勤められ、今回再任となりました。
山田さんは、平成八年十月に委員に就任され、今回二期目の就任となりました。



井澤 俊之
（住所）御嵩町津橋四〇二四ノ三
（生年月日）昭和十五年九月十四日生



山田 和子
（住所）御嵩町顔戸九二一
（生年月日）昭和十六年七月二十二日生

人権擁護委員に木村氏を推薦

平成十二年十一月三十日をもって任期満了となるため、木村吉孝氏を人権擁護委員に再び推薦することとなりました。
木村氏は三期目で平成六年十二月に就任されて以来、平成八年には岐阜県人権擁護委員連合会理事（御嵩人権擁護委員協議会副会長）に、平成十一年五月には美濃加茂人権擁護委員協議会副会長に就任され長期にわたり、活躍されています。



木村 吉孝
（住所）御嵩町御嵩六九六ノ二
（生年月日）昭和十年五月十六日生

水道事業会計

平成十二年度水道事業会計補正予算（第二号）は、伏見水源地の土地、家屋の売却により四千三百一十一万二千円が収入に計上されました。また、支出においては、長谷水源地の土地購入費に三千八百八十六万円、材料費に七十万円が計上されました。

その他

町道の路線認定

上之郷二一五号・二一六号線

（県道（飛騨）木曾川公園線）

の道路改良に伴い、大久後地内の旧県道の一部を町道に認定したものです。

上之郷二一七号線

去年九月十五日の集中豪雨により被災された、井尻地内の渡邊さんの家屋の復旧に伴い上之郷二一七号線を廃止し、新たに認定したものです。

御嵩一五九号線

「グリーンテクノみたけ」の工業団地のC宅盤を細分譲するために新設されました。

財産の無償貸付け

上之郷地区井尻地内に建設予定の老人等福祉施設敷地と

駐車場用地を社会福祉法人「慈恵会」に無償で貸付けするものです。

損害賠償の額を定めることについて

平成十一年九月十四日から十五日未明にかけての集中豪雨により、町道二一三号杉ヶ崎～山田線の道路施設が崩壊し、道路下の民家、住民に損害を与えたことについて、町道の管理者である御嵩町と和解が成立したものです。
（相手方）御嵩町井尻五六二ノ一 渡邊つや子
（損害賠償額）百八十万円



さわやか長楽荘

平成11年度 決算認定

平成十一年度の各会計の決算は九月二十日にそれぞれの所管委員会に審査が付託されました。審査にあたっては、関係職員より説明を求め、決算書や決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類あるいは監査委員の意見書を参考に、議決した予算が効率的に執行され、その成果が達成されたかなどを主眼に審査しました。その結果、各会計においていずれも認定すべきものと決定しました。



決算審査

平成11年度会計別決算総括表

（単位：千円）

	歳入	前年度増減率	歳出	前年度増減率
一般会計	6,815,093	0.3%	6,426,901	2.1%
国民健康保険会計	1,321,453	4.9%	1,226,696	10.4%
簡易水道会計	16,701	3.8%	12,831	5.9%
老人保健会計	1,688,206	8.8%	1,675,607	8.5%
下水道会計	1,334,710	6.1%	1,013,802	13.7%
地域振興券交付事業会計	108,309	37.4%	108,309	2,146.6%

平成11年度水道事業会計決算表

（単位：千円）

	収入(事業収益)	支出(事業費用)	損益収支
損益計算	480,099	514,748	34,649

審査の概要

【総務常任委員会】

一般会計歳入歳出決算認定
 工事等については入札方式
 がとられているが、備品、消
 耗品等の購入についての方法
 は、また、消耗品等の購入後
 の取扱いは、どの様になって

いるか。
 私道を町へ寄付した場合は、
 町有財産として計上すべきで
 はないか。また、寄付後の取
 り扱いはどの様になっている
 か。
 町民税が補正予算において
 八千万円以上の減額補正とな
 った原因はなにか。
 補正予算で増額補正がある

科目において、不用額が出て
 いるが、予算計上時に問題が
 あるのではないか。
 少子化対策事業費で、保育
 所の遊具等の購入がなされて
 いるが、もっと他に使用でき
 なかったか。また、購入に伴
 う契約は、どの様になされた
 か。
 資源集団回収で回収される

物をごみとして出した場合の経費はどの程度となるか。また、ペットボトル、トレイをごみとして排出した場合の処理費はどれくらいになるのか。

市町村緊急雇用特別対策事業に関する今回の調査に対し、すべての調査を業者委託したのか、一部を委託したのか。また、町民の雇用対策となっているのか。

ダム周辺整備交付金が交付されているが、新丸山ダム建設に伴う計画中の資材運搬線の現在の状況は。また、井尻地内で災害復旧工事も一部なされているが、今後の見通しはどの様になっているか。

地域振興券交付事業特別会計歳入歳出決算認定
最終的な決算となるが、不用額の取扱いはどの様になっているか。

【民生文教常任委員会】

国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

国保税の滞納整理は、前年度に比較し収納率において微増となっているが、嘱託徴収員だけで対応しているのか。

滞納整理も必要であるが、未収分について徴収の出来ないものについては、法的な措

置をとるべきではないか。

国保会計は、単年度収支では黒字となっている。また、基金にも積立がなされている。少しでも納税者の負担の軽減をするために、基金等を取り崩して税率を下げるべきではないか。

老人保健特別会計歳入歳出決算認定

介護保険制度の導入に伴い、老人保健会計の今後の見通しは。

多治見市外十四市町村伝染病予防組合会計歳入歳出決算認定

【建設産業常任委員会】

下水道特別会計歳入歳出決算認定

企業会計としての自立すべき時期等について、検討をする必要があると思うが。

整備工事が急ピッチで進んでいるが、現在の計画区域の完全整備をされ、さらに未計画区域の解消に向けて努力されたい。

水道事業会計歳入歳出決算認定

平成十一年度において、上之郷の無水道地区への給水状況をみると、使用量が大変少ないが、給水に対し、なにか

問題があるのではないか。

赤字経営となっている現在、原価償却費の見直し等の方法ではなく、根本的に赤字解消に向けた方法を考えるべきで

はないか。

水道経営審議会の答申の内、今後二回に渡って使用料の値上げをする部分については、経営審議会に諮って見直しを

する必要があると思うが。

簡易水道特別会計歳入歳出決算認定
これらの審査の概要は、一部を抽出したものです。

政府に意見書を提出

「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書

人類と地球環境の持続的発展を目指して、平成9年12月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議で交わされた京都議定書において、わが国は、国際的公約として、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減目標を決定したところである。わが国は、この削減目標を達成するために、効果的な地球温暖化対策を実施するなど、最大限の努力をしなければならないことは言うまでもない。

この観点から、風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力、波力、潮力などのいわゆる環境負荷が小さい自然エネルギーによる発電を積極的に開発し、その普及を図ることは、いまや喫緊の課題となっている。

欧米においては、再生可能な自然エネルギー等による発電の開発を促進するため、電力の買い取り制度などを法制化するなど、国による必要な支援策を講じている。

一方、わが国では電力会社が自然エネルギーによる電力を自主的に購入しているものの、自然エネルギーによる発電の開発促進に向けての国の財政支援などを定めた法制度が確立されていないのが現状である。自然エネルギーの開発促進のためには、国の助成と支援が不可欠であり、そのための法制度を一刻も早く確立すべきである。

よって、政府におかれては地球温暖化防止の趣旨を踏まえ、地域活性化にも貢献する「自然エネルギー発電促進法」の制定に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年9月29日

御嵩町議会